

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担当課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社 千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 NECキャピタルソリューション株式会社 千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 (第三者賃貸方式 三者間契約)
工事等の名称	松戸市基幹系ファットクライアント関連機器賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	月額 567,050円
工事等の概要	基幹系ファットクライアント関連機器再リース契約
随意契約の理由	松戸市基幹系ファットクライアントは、住民記録、税務、国民健康保険、福祉、選挙等の住民サービスの提供及び住民情報を管理する各種システムに利用される専用パソコンであり、パソコンの停止や障害は、業務の停止に繋がるものであるため、松戸市基幹系ファットクライアント関連機器賃貸借にあたっては、以下1～6を充たす事業者が適当である。 1 各種基幹系システム、基幹系ネットワーク、基幹系パソコン、基幹系プリンタ、基幹系システムの運用と責任分界点を理解していること。 2 松戸市基幹系ファットクライアントの設定環境を理解していること。 3 松戸市基幹系ネットワークの設定環境を理解していること。

- | | |
|--|---|
| | <p>4 松戸市住民記録・税・国保・福祉関連システムの設定環境を理解していること。</p> <p>5 松戸市基幹系ファットクライアント障害時の迅速な切り分けと復旧対応が可能なこと。</p> <p>6 松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。</p> <p>日本電気株式会社千葉支社にあっては、前条件をクリアするとともに、住民記録関連システムや住民基本台帳ネットワークシステムの導入業者であり、環境・設定作業等を熟知している。</p> <p>また、本機器等については令和7年2月28日付で長期賃貸借期間が満了し、令和8年3月31日まで再リース契約をしているが、前述のとおり現契約においては厳粛に業者選定しているとともに以下A～Cを満たしている。</p> <p>A) 機器使用に関して、長期使用に伴う大きな障害は発生していない</p> <p>B) 延長して賃貸借することにより、構築期間の削減が図れるほか、導入後の安定稼働の担保を図ることができる。</p> <p>C) 再リースによって、賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。</p> <p>以上のことを踏まえ、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、現行の契約締結業者である日本電気株式会社を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。</p> |
|--|---|